

(2) 愛媛県の環境の概況

ア 環境政策の動き

本県では、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継ぎ、県民、事業者、行政が一体となって創造していくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には愛媛県環境基本条例を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

地球温暖化問題に対しては、平成13年3月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県のすべての機関において環境に配慮した様々な取組を進めてきたが、平成17年度で第一次計画（平成13～17年度）の期間が満了となり、これまでの実績や法改正等を踏まえ、平成18年3月に新たに第二次計画（平成18～22年度）を策定し、平成22年度までに二酸化炭素を平成16年度実績比で10%以上削減することを目標に、更なる温暖化対策に取り組むこととした。また、平成14年3月には、県全体の温室効果ガスの6%削減を目標とした「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定している。

平成15年4月には、地球温暖化対策学習をはじめ環境グループの打合せや研修などに利用できる愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）を設置し、本県の環境学習や環境保全活動の拠点施設として様々な活動を行っている。

平成17年3月には、長年産業型公害の防止に積極的に取り組んできた愛媛県環境保全協会が特定非営利活動法人となったのを機に、同年4月に愛媛県地球温暖化防止活動推進センターに指定した。県は、同センターが行う普及啓発事業や地球温暖化防止活動推進員等研修会を共催するなど連携を図りながら、県民の地球温暖化防止の意識向上に努めるとともに、平成20年6月16日に「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」の設立総会を開催し、県民、事業者及び行政が一体となって温暖化対策を推進している。

環境影響評価については、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けるため、平成11年3月に、愛媛県環境影響評価条例を制定し、優れた瀬戸内海の自然環境を保全するため、海砂利採取の禁止を盛り込んだ「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」の再改訂（平成20年5月）を実施した。さらに、さわやかな環境先進県を目指して、環境創造のための先進的技術や施策、自然環境再生の検討、研究等を総合的かつ計画的に実施するため、平成12年4月1日に愛媛県環境創造センターを設立し、環境微生物による水質浄化技術やダイオキシンの分解技術を開発するなど、「環境創造プロジェクト」を展開している。

これらの環境先進県づくりを進める各種の施策や事業活動における環境配慮を積極的・継続的に徹底するため、国際規格ISO14001の導入を進め、平成14年11月27日に認証を取得した。平成20年11月26日の認証期間満了をもって、認証を返上し自己宣言したが、自己宣言後も継続して環境配慮活動に取り組んでいる。また、県内の自然生態系を保全し、生物の多様性を確保していくための基礎資料とするため、平成11年度から4箇年をかけて県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その希少性の評価や生息・生育状況を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を平成15年3月に作成した。その成果を踏まえ、平成17年3月「愛媛県野生動植物の保護に関する基本方針」を策定するとともに、平成20年3月に「野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定し、9月に「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を定め公表した。

循環型社会の構築については、平成12年3月に策定した「第二次えひめ循環型社会推進計画（平成17～22年度）」の中間見直しを平成20年2月に実施し、一般廃棄物の排出量や最終処分量、リサイクル率などの目標値をさらにレベルの高いものに再設定した。

また、平成17年3月には、廃棄物の減量及び処理に関する基本方針と目標を定めた「愛媛県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理法に基づく国の方針を踏まえ、平成22年度における一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物の減量化目標値を定めた。

イ 自然環境保全に関する施策の現状

自然は人間生活に限りない恩恵を与えるものであることを深く認識し、県内のすぐれた自然を県民共有の財産として大切にし、次の世代に継承していくことは、重要な使命である。

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、

休養及び教化に資することを目的として、昭和 32 年に「自然公園法」が制定され、さらに、自然保護行政を総合的に推進するため、昭和 47 年に「自然環境保全法」が制定され、自然環境保全の基本方針の策定や自然環境保全地域の指定等が行われてきた。

本県では、昭和 33 年に「愛媛県立自然公園条例」を、昭和 48 年に「愛媛県環境保全条例」（平成 8 年に愛媛県自然環境保全条例に改称）を、また、昭和 55 年には「愛媛県自然海浜保全条例」を制定し、諸施策を実施してかけがえのない愛媛の自然を守り、育て、良好な生活環境の確保に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを進めてきたところである。

現在、県内には、国立公園 2、国定公園 1、県立自然公園 7、計 10 箇所の自然公園と 3 箇所の自然環境保全地域（うち、国指定 1、県指定 2）及び 23 箇所の自然海浜保全地区が指定されており、その面積は 43,068 ヘクタール、県土の約 7.6%に及んでいる。